

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充 (国22)(法人税:義) (地21)(法人住民税、事業税:義)</p> <p style="text-align: right;"><b>【新設・延長・拡充】</b></p>
2	要望の内容	<p><b>【特例措置の内容】</b></p> <p>(1) 国税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○観光地形成促進地域の効果的な活用のための特例措置の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。</li> </ul> </li> <li>○投資税額控除率等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後検討される予定の設備投資減税の内容を踏まえて要望。</li> </ul> </li> <li>○投資税額控除の下限取得価額の引き下げ <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象資産の下限取得価額を引き下げ。 ※機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物の下限取得価額を5,000万円から1,000万円に引き下げる。</li> </ul> </li> <li>○対象施設要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設の床面積等に係る要件を緩和。 (1)建物及びその附属設備に係る床面積の全体に占める割合の要件を2分の1以上から10分の1以上へ引き下げる。 (2)構築物に係る取得価額の全体に占める割合の要件を2分の1以上から10分の1以上へ引き下げる。</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 地方税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○観光地形成促進地域において、上記法人税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、法人住民税(法人税割)についても同様の効果を適用する(自動連動)。</li> </ul>
3	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付企画担当参事官室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度 観光振興地域制度を創設</p> <p>平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和</p> <p>平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加)</p> <p>平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度の創設</p>
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p>

《政策目的の根拠》

沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)において沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することとされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)において、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光等を新しいリーディング産業として確立していくことにより沖縄の自立を図るとともに、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していくこととしている。

■沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

(沖縄振興計画)

第四条 沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする。

(略)

二 産業の振興に関する事項

第三章 産業振興のための特別措置

(観光振興計画の作成等)

第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画(以下「観光地形成促進計画」という。)を定めることができる。

2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光地形成促進地域」という。)の区域

三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。)の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容

3～8 (略)

(課税の特例)

(課税の特例)

第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。)であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。)を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

		<p>2 (略)</p> <p>■沖繩振興基本方針 (抄)</p> <p>II 沖繩の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖繩振興の方向</p> <p>(1)沖繩の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖繩の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。</p> <p>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖繩の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖繩の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(2)観光・リゾート産業</p> <p>沖繩のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖繩の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖繩独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策：11「沖繩政策の推進」</p> <p>施策：①「沖繩の自主性・自律性の確保に係る施策の推進」</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成28年度の沖繩県における入域観光客数800万人(うち外国人客数120万人)、観光収入7,500億円、観光客一人当たりの平均滞在日数4.73日、観光客一人当たりの県内消費額93,750円</p> <p>※沖繩振興特別措置法に基づき沖繩県が策定する「沖繩21世紀ビジョン基本計画」を推進するための計画である「沖繩21世紀ビジョン実施計画」にて掲げられている平成28年度までの目標値。</p> <p>なお、沖繩県においては、沖繩振興計画(沖繩21世紀ビジョン実施計画)にて、上記指標における5年後、10年後の達成目標を示しており、指標ごとに各年度における増減及びその要因を分析し、沖繩県の統計資料において公表している。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>沖繩県における入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数、観光客一人当たりの県内消費額の増加</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>観光産業の振興が図られ、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加により、沖繩県の自立型経済の発展に寄与する。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>■平成 22 年度 法人税 適用件数:0 件 適用者数:0 者 適用額:0 円</p> <p>■平成 23 年度 法人税 適用件数:2 件 適用者数:0 者 適用額:3,364 千円(※) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 23 年度)」による把握)</p> <p>■平成 24 年度 法人税 適用件数:0 件 適用者数:0 者 適用額:0 円</p>
		② 減収額	<p>■法人税の減収見込額</p> <p>①平成 10 年度から平成 24 年度(15 年)までに新增設された特定民間観光関連施設は 43 施設あり、以下の算定により、年間で約 3 施設増加する見込み。 43 件÷15 年≒3 施設 (年間約 3 施設増加すると考える。)</p> <p>②平成 22 年度から平成 24 年度までの法人税控除適用実績は、適用施設数 2 施設、適用額 3,364 千円である。よって、以下の算定により、1 施設につき 1,682 千円の法人税控除の適用があると考え。 3,364 千円÷2 施設≒1,682 千円 ※適用施設数・適用額の内訳 適用施設数:2 施設 適用額:3,364 千円</p> <p>③以下の算定により、平成 26 年度から平成 28 年度までにおける平年度の減収額は 5,046 千円。 1,682 千円×3 施設=5,046 千円</p> <p>■地方税の減収見込額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人住民税</li> </ul> <p>以下の算定により、法人住民税の減収額は 873 千円。 法人税減収見込額 5,046 千円×税率 17.3%=873 千円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度)</p> <p>平成 24 年度の実績(沖縄県統計資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入域観光客数:592 万人(うち外国人観光客数:38 万人)</li> <li>・観光収入:3,997 億円</li> <li>・観光客一人当たりの平均滞在日数:3.75 日</li> <li>・観光客一人当たりの県内消費額:67,459 円</li> </ul> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 28 年度)</p> <p>東日本大震災の影響により落ち込んでいた入域観光客数及び観光収入について、平成 24 年度は、対前年度比で入域観光客が約 40 万人増加、観光収入が約 214 億円増加したものの、海外観光地との競合や夏場の繁忙期に來襲した台風、尖閣諸島関連の影響等もあり、伸び悩んでいるところ。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 28 年度)</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)及び沖縄振興基本方針(平成 24 年 5 月 11 日内閣総理大臣決定)において目指す沖縄の自立型経済の発展等に支障が生ずる。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 28 年度)</p> <p>地域の特色を活かすような観光関連施設等が増加し、入域観光客数、観光収入、一人当たりの平均滞在日数、一人当たりの観光消費額の増加が見込まれる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>沖縄の魅力を高める観光関連施設であっても小規模であるため対象外とされていた施設の立地が促され、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加が見込まれる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	なし
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年 9 月に事前評価を行っている。